

森林の伐採届について(立木の伐採について)

森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給などの働きを通して、私たちの日常生活に関わりを持つ重要な役割を果たしています。

浜田市では、森林の持つ働きを持続させるため、森林法に基づき浜田市森林整備計画において伐採や造林の方法などを定め、地域の実情に応じた適切な森林づくりを推進しています。

「伐採及び伐採後の造林の届出制度」は、森林の伐採と造林がこの整備計画に従って適切に行われているか確認するために、届出書等を提出していただくものです。同時に、森林の大切な働きを失うことのないよう、伐採した跡地への造林計画を事前に届け出ることにも義務づけられています。(森林法第10条の8)

伐採の施業方法及び伐採後の造林計画については、次の浜田市森林整備計画に適合し、適正な森林整備及び保全が図られるものであることが重要となります。

したがって、浜田市森林整備計画に適合していない伐採届の計画については、修正依頼などをお願いすることがあります。また、計画とおり施業されない場合は、遵守を命じることがあります。

なお、無届で伐採した場合等には、罰則(100万円以下の罰金)を受け、伐採の中止・造林命令の対象となることがあります。

浜田市森林整備計画は、市役所窓口で閲覧することができます。

<伐採の計画>

●浜田市森林整備計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方法、間伐の標準的な方法に適合しているか審査します。

・浜田市森林整備計画に定める公益的機能別施業森林の区域にあたっては、大東区域における施業の方法に適合していること。※該当森林が「択伐による複層林施業を推進すべき森林」である場合は、皆伐による計画はできません。

・伐採樹種が、森林簿又は森林の現況と一致していること。

・皆伐については、浜田市森林整備計画に定める標準的な方法＝稟申の有する公益的機能の確保により、少なくともおおむね20haごとに保存帯が設けられていること。

<伐採後の造林の計画>

●伐採方法が主伐の場合は、伐採後の更新が必要となりますので、伐採後の造林の計画について、浜田市森林整備計画に定める人工造林（または、天然更新）の対象樹種及び人工造林（または、天然更新）の標準的な方法に適合しているか審査します。

・該当森林が浜田市森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている場合は、天然更新でなく人工造林（植栽）が計画されていること。

・人工造林の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日（択伐により伐採した場合は5年を経過する日）までに造林する計画となっていること。

・天然更新の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに造林する計画となっていること。また、5年後において適確な更新がなされない場合は、その後2年以内に植栽または転園更新補助作業を行うことが計画されていること。

・造林面積が、主伐にかかる伐採面積と一致していること。（伐採後に森林以外の用途に転用するものである場合を除く。）

■「伐採及び伐採後の造林の届出書」（伐採届）

伐採届は、伐採を開始する日の30～90日前に提出していただく必要がありますので、事前相談も含め早めの手続きをお願いします。

1 届出が必要な人(対象者)

保安林を除いた地域森林計画の対象となる森林を伐採・造林する人。

伐採する場所の森林所有者と伐採・造林する人が異なる場合は、森林所有者(「所有者」欄へ記入・押印)と伐採・造林する人(「届出人」欄へ記入・押印)が連名で記入してください。

※届出が不要な場合があります。

(例)

- ・森林経営計画に定められている森林を伐採する場合
- ・除伐する場合
- ・火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合など。

ただし、火災・風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある伐採した場合、伐採後30日以内に緊急伐採届出書を提出する必要がありますので、実施した場合は早めにお問い合わせください。

2 提出期限

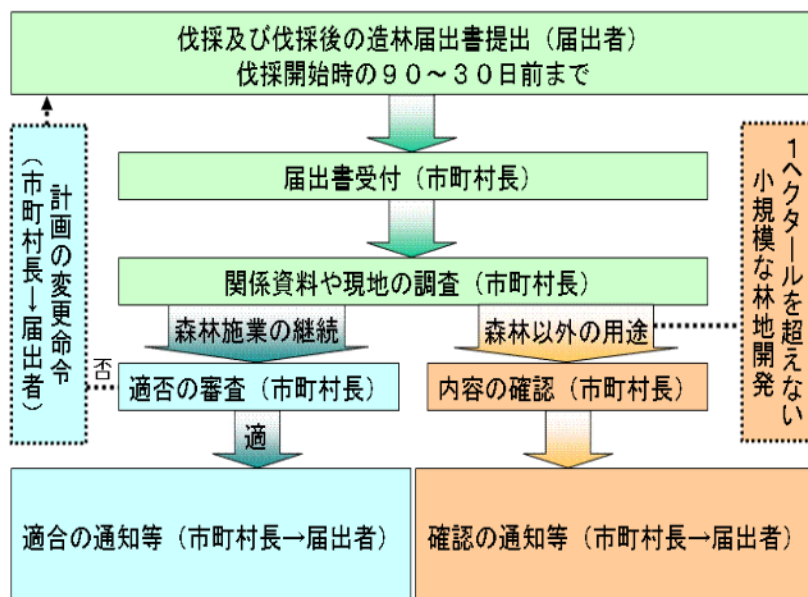
伐採を開始する日の30～90日前。必要に応じて事前相談を受け付けていますので、お問い合わせください。

なお、森林経営計画に基づく伐採・造林の場合は、伐採後30日以内に届出をお願いします。

3 伐採及び伐採後の造林の届出書及び必要な添付書類

「採及び伐採後の造林の届出書」の様式、記載例は「木を伐採するときの手続きについて」

(<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000002043/index.html>)のページからダウンロードできます。



【届出に必要な添付書類】

- ① 位置図(住宅地図やインターネットに公開されている地図などを利用して作成)
- ② 林班図などの伐採箇所の位置や区域、並びに植生状況がわかる図面
- ③ 伐採前の現況写真(全景写真、林内写真)。
- ④ 可能であれば、伐採箇所の登記事項証明書などの森林所有者が確認できる書類
※ 位置図・林班図・現況写真を準備することが難しい場合はご相談ください。

4 届出書の提出先

浜田市産業経済部農林振興課林業振興係、各支所産業建設課産業振興係

5 適合通知書等の交付

伐採後も引き続き森林の維持・造成を行う場合は、浜田市森林整備計画に適合している旨の適合通知書を交付します。

伐採後、森林以外の用途に変更する場合は、浜田市森林整備計画に適合している旨の確認通知書を交付します。

6 注意事項

(1)保安林に指定されている森林の伐採や1ヘクタールを超える林地開発をする場合には、島根県西部農林振興センターへ届出又は許可申請が必要になります。手続きが完了するまで日数がかかりますので、伐採予定日に余裕を持って早めの手続きをお願いいたします。

<参考>

保安林に関する手続きの方法等(島根県西部農林振興センター ホームページ内)(クリックすると新しいウィンドウが表示されます)

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/kikan/seibu_norin/fore-info/protected_forest.html

林地開発許可申請関係(島根県ホームページ内)(クリックすると新しいウィンドウが表示されます)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/chisan/kaihatsu_kyoka/

(2)国定公園に指定されている森林の伐採については、市への「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出とは別に、島根県自然環境課へ手続きが必要になりますので、伐採予定日に余裕を持って早めの手続きをお願いいたします。

<参考>

国立公園・国定公園許可申請関係(島根県ホームページ内)(クリックすると新しいウィンドウが表示されます)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/shizenkankyo/hourei.html>

■「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(状況報告書)

平成29年4月の森林法改正に伴って状況報告書の提出が必要となります。

1 届出が必要な人(対象者)

森林所有者または伐採・造林した人

2 提出期限

(1)森林の伐採後に造林を行う場合：造林完了後30日以内

(2)森林の伐採後に林地転用する場合：伐採完了後30日以内

3 届出書様式・添付書類

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の様式、記載例は、
「木を伐採するときの手続きについて」

(<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000002043/index.html>) のページからダウンロードできます。

【添付書類】

- ① 伐採・造林後の現場写真 ※現場写真を準備することが難しい場合はご相談ください。

4 届出書の提出先

浜田市産業経済部農林振興課林業振興係、各支所産業建設課産業振興係